

## 基本目標 Ⅲ 男女がともに働きやすい条件づくり

### 基本課題 1

雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上

### 基本課題 2

多様な働き方に対応できる条件整備

### 基本課題 3

男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり

### 基本課題 4

農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり

## 基本課題 1

### 雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上

近年、産業構造の変化や少子化・高齢化の進展等により、経済・社会に果たす女性の役割に対する期待はますます大きくなり、女性の労働意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めることが重要となっています。

しかし、女性の就業も増え、各種法制度の整備も進んできたにもかかわらず、男女の賃金格差、非正規の女性労働者の増加、セクシュアル・ハラスメントなど、女性の雇用をめぐる環境には依然として厳しいものがあります。

性により差別されることなく、その能力を十分に発揮でき、就業継続を希望した場合、退職することなく男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる環境を整えていく必要があります。

そのため、あらゆる機会をとらえて、地域住民や企業に対する各種の法律や制度の周知・啓発・研修に努めるとともに、男女間の格差の解消と、労働条件の向上が図られるよう、関係機関と連携しながら施策の推進を図ります。

#### 施策の方向 ① 女性の労働に関する調査・研究

◇ 具体的施策	担当課
★ 働く女性の就労条件の向上や就労環境の整備・改善を図るため、女性の就労形態、管理職や役員への女性登用の状況、再就職・再就業の状況等実態把握に努めます。	商工観光課

#### 施策の方向 ② 雇用の分野における男女の機会均等・待遇の確保に関する啓発

◇ 具体的施策	担当課
★ 雇用の分野における募集・採用から定年・退職に至るまでについて、男女が均等に処遇されるよう、あらゆる機会をとらえ、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の関係法令の周知・啓発を行います。	商工観光課 企画振興課

#### 《用語解説》

##### ※女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。

女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や女性の職業選択に関する情報の公表を事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けることで、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とした法律です。

##### ※男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律です。

##### ※パートタイム労働法

正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。

パートタイマーの適正な労働条件の確保、雇用管理の改善を目指した法律。事業主が講ずべき措置として、労働条件の文書交付、就業規則の作成、雇用管理者の選任などが定められています。

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成27年4月に改正されています。

## 基本課題 2

### 多様な働き方に対応できる条件整備

働くことは、人々の生活の経済的基盤をつくっていくものであることはもちろん、自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が性別にかかわらず、多様な働き方を選択できるよう環境を整えていくことが重要です。

女性の職場進出が進む一方で、非正規の職員・従業員の割合は増加傾向にあり、日本では全体の約4割と高水準です。特に女性労働者については、非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員よりも高い割合となっています。

非正規の雇用形態は、近年、特に多様化するとともに、雇用全体における主要な役割を担っている一方で、正社員に比べ賃金や休暇などの待遇差が大きいなどの問題が存在しており、パートタイム労働者等の就業・雇用環境の改善に向けた取り組みが必要です。

また、ライフスタイルや労働の価値観が変化する中で、新しい働き方が選択できるよう、職業能力の開発や起業についての情報提供に努めます。

施策の方向 ① パートタイム労働等における就労条件の向上	
◇ 具体的施策	担当課
★ パートタイム労働法及び指針の啓発に努めます。	商工観光課
★ パートタイム労働者の労働条件は多様であることから、法律に沿った雇用管理となるよう啓発に努めます。商工会等に啓発し、結果を検証します。	

施策の方向 ② 新しい働き方のための情報提供	
◇ 具体的施策	担当課
★ 公共職業安定所等と連携しながら、就職の困難な就業意欲のある人に対して、情報提供や就職相談・職業紹介等を支援します。	商工観光課
★ 職業能力の開発と技術・資格取得についての情報提供に努めます。	
★ ライフスタイルや労働の価値観が変化する中で、起業を希望する場合にあたっての知識、情報等の公開・支援に努めます。	

## 基本課題 3

### 男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり

急激な高齢化や家族の少人数化に伴い、育児や介護の負担は仕事を継続する上で大きな課題となっています。安心して職業生活と家庭・地域生活を両立していくためには、男女がともに家庭責任を担うとともに、社会全体で支えていくことが必要です。

このことから、家事・育児・介護は男女が共に担うべきものという意識を社会全体に浸透させるためにも、男女の固定的な役割意識を是正し、家庭、地域生活における男女の共同参画を促進するための広報啓発を進めるとともに、育児・介護サービスの充実や育児や介護を行う労働者の就業環境の整備等を進めていきます。

地域や職場等において、ワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図り、フレックスタイム制や在宅勤務等、ライフスタイルに応じた働き方ができるよう啓発を行うとともに、職場・地域・家庭のバランスのとれた生き方への転換を促していきます。

#### 施策の方向 ① 育児・介護休業制度・再就職支援事業の普及啓発

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 男女がともに育児や介護のために一定期間休むことができる育児・介護休業制度について、周知徹底を図るとともに制度の普及に努めます。 また、育児・介護のために退職した人が、再就職を希望する場合に、国・県等の再チャレンジ事業をはじめとした制度の啓発に努めます。</li> </ul>	商工観光課 企画振興課

#### 施策の方向 ② 育児・看護・介護にかかる支援の充実と支援

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 多様化するニーズにすばやく対応できるよう、情報収集に努めるとともに、利用しやすい保育サービスについて研究し、充実を図ります。</li> </ul>	子ども支援課 保育所 長寿福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 保育職員の研修の充実や保育環境体制の整備を図ります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 子育て支援対策の充実を図ります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 学童保育施設の整備や充実に努めます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 介護サービス等の充実や介護環境の整備を図ります。</li> </ul>	

#### 施策の方向 ③ 労働時間短縮・弾力化の促進

◇ 具体的施策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発により職業生活と家庭生活との両立を図り、また、地域社会にも参加し、生きがいのある生活をおくるため、労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。</li> <li>★ ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の事例等の情報提供に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスが推進できる仕組みづくりを検討します。</li> </ul>	商工観光課 企画振興課

#### 《用語解説》

##### ※フレックスタイム制

自由勤務時間制と訳します。変形労働時間制の一つで、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のことです。

## 基本課題 4

### 農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり

農林漁業や商工自営業などに携わる女性は、家族従事者として生産や経営、地域の諸行事への参加などを通じて、居住地域の活性化に大きく貢献しています。

しかし、地域に残る固定的な役割分担意識や慣習などから、それに見合った評価がされないことが多く、方針決定過程への女性の参画も進んでいないのが現状です。

そこで、女性がその貢献に見合う評価を受けられるようにするとともに、方針決定過程への女性の参画を促し、働きやすい就業条件・環境の整備を進めます。

施策の方向 ① 経営や方針決定過程への女性の参画拡大	
◇ 具体的施策	担当課
★ 女性の能力が適正な評価をえられるよう啓発に努めます。	農林課 商工観光課
★ 商工関係の役員や農業委員、農地利用最適化推進委員等への女性の登用を促す啓発に努めます。	

施策の方向 ② 女性の経済的・社会的地位の向上	
◇ 具体的施策	担当課
★ 家庭や地域のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、啓発活動に努めます。	農林課 商工観光課 住民課
★ 家庭内での役割分担や働きに応じた収益の配分、資産の形成等女性の経済的な地位の向上や作業時間・休日等就業条件を明確にした「家族経営協定」の理解と推進に努めます。	
★ 農村女性グループによる農産物加工等の活動を支援し、女性の経済的地位の向上を図ります。	
★ 女性の労働負担の軽減を目指した就業環境の改善、生活課題や地域課題に対する取り組みの推進を図ります。	
★ 国民年金の付加年金、農業者年金、国民年金基金制度などの周知を図ります。	

施策の方向 ③ 女性グループ等の支援	
◇ 具体的施策	担当課
★ 女性の活動促進のためのネットワークづくりを支援します。	農林課 商工観光課
★ 女性グループに対し、安定的な経営が行えるような情報提供や経営指導等の支援を図ります。	

#### 《用語解説》

##### ※家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。